

議 案 第 9 号

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、常勤の職員の員数について、富士見市介護保険事業推進委員会が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。次項において同じ。）によることができる。

第3条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表の右欄中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、富士見市介護保険事業推進委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数（当該員数について、富士見市介護保険事業推進委員会が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。）を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。